

保育園入園申込書

南種子町長 小園 裕康 殿

令和 年 月 日

保育園への入園につき、次のとおり申し込みます。

また、保育料算定のため、下記の世帯員にかかる住民税課税資料を閲覧することに同意します。

保護者 住所 南種子町

保護者 氏名

印

電話 一 (父:携帯)

(母:携帯)

(ふりがな) 入園児童	氏名	生年月日 平成・令和 年 月 日	性別 男・女	令和6年4月1日現在の年齢 歳
入所を希望する 保育園	第1希望 第2希望	保育園(希望理由) 保育園(希望理由)		
保育の実施を希望する期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで		
保育の実施を 必要とする理由 (裏面の基準番号を記入)	保育を必要とする理由	具体的な理由		
	父	()		
母	()			

●入園児童の家庭状況(今回の入園届出児童以外の同一住所の世帯員及び別居している児童は全て記入して下さい。)

入園児童の世帯員状況	(ふりがな) 氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校・保育園名等	児童との 居住状況
		父	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
		母	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
			昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
			昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
			昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
			昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居
			昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居

●町内居住の祖父母のみ記入をして下さい。

祖父母の状況	氏名		年齢	児童との居住状況	就労	健康	住所・電話番号
	父方	祖父 祖母	歳	同・別	就・否	良・否	南種子町 —
母方	祖父	歳	同・別	就・否	良・否	南種子町	
	祖母	歳	同・別	就・否	良・否	—	

●下記に該当する方は保育料が減額される場合がありますので、必ずご記入下さい。

障害者世帯については世帯員に1人でも対象者が居ればご記入下さい。(該当する項目に○印を付けて下さい)

生活保護世帯	年 月 ~ 保護開始	担当ケースワーカー	
ひとり親世帯	死別・離婚・行方不明・未婚・別居・()	期間	平成・令和 年 月 ~
障害者世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当・障害者基礎年金	氏名	

※市町村記載欄	入所の承諾	保育の実施の可否	保育の実施期間	入園する保育園	
		要・否	自 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日承諾	至 令和 年 月 日		
		保育の実施基準の番号 両親等: () · ()	備考	保育料決定階層	() 円

記入上の注意

この申込書は、保護者が次の点に注意し記入して下さい。なお、家庭から2人以上の場合が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに申込書を提出してください。

- 1 「入園児童」の欄は、氏名に必ずふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「入園を希望する保育園名」の欄は、希望する順位に従い保育園名を記入し、その保育園を希望する理由を記入してください。
- 3 「保育の実施を希望する期間」は令和6年度中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の期間を記入して下さい。
- 4 保育園に入園できる基準は下記に掲げる場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。

※「保育の実施を必要とする理由」の欄には、保護者が下記の「保育園へ入園できる基準」のいずれの場合に該当するか判断し、その番号と具体的な理由を同欄に記入してください。

 - 5 「入園児童の世帯員状況」の欄には、入園児童本人以外の入園児童の両親（同居・別居を○で囲む）及び同一住所の世帯員、別居している児童全員について記入して下さい。
 - 6 「祖父母の状況」の欄には、入園児童の祖父母について氏名等と共に、児童との居住状況、就労・健康状態について記入して下さい。

※65歳未満の無職・健康な祖父母が同居している場合、入園基準を満たしません。

 - 7 「生活保護世帯」「ひとり親世帯」の欄は該当する方は必ず記入し、「障害者世帯」の欄は世帯員の中に一人でも該当する方がいれば記入して下さい。

保育園へ入園できる基準

保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行なうものとする。

- ① 家庭外（内）で月56時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当っていること。
- ⑥ 求職活動を（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。

*父又は母いずれも年度内一度に限る。
- ⑦ 学校に在学又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 児童虐待やDVのおそれがあり、保育が困難と認められること。
- ⑨ 育児休業をする場合で、すでに保育園を利用している児童が引き続き利用することが認められること。
- ⑩ 前各号に類するものとして町が認める事由に該当すること。

※入園審査判定会の際、保育を必要とする割合の高い家庭、また様々な面において特別支援を要する家庭を優先とします。